

平成27年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
福祉健康課長	服部敦美
郡教委学校教育課長	森透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	岩田孝太
主任	林謙仁

1. 議事日程（第2号）

平成27年12月15日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（船橋義明君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

大変タイトなスケジュールのグアムの視察だったんですが、今後の子供たちにとってプラスになるようにできたのではないかなあと感じております。皆さんお疲れさまでございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問させていただきます。

今回は、福祉施策についてと障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等についてを質問いたします。

まずは高齢者ドライバーについてであります。

日本では、平成20年内閣府資料によりますと、2.5人に1人が高齢者という社会が2055年には到来すると言われております。平成23年度警察庁資料、原付以上第1当事者の年齢層別事故件数の高齢者ドライバーによる交通事故件数も、平成23年には10万3,431件と10年前7万7,506件の約1.3倍に増加しています。認知症ねっとの記載からですが、警視庁によると2014年8月までの2年間において高速道路での逆走は447件、約7割が65歳以上の運転手だった。そのうち認知症の人、あるいは認知症が疑われる人は約4割に上るということです。

山口県では高齢ドライバーの免許証返納を積極的に進めています。買い物をした荷物を無料で配送するサービスや商品のタクシーなどの割引など、500以上の特典を用意したところ、免許証の返納が5倍にふえたそうです。

しかし、免許は地方での生活には欠かせないものです。高齢の方にとって運転できることが自立の象徴でもあるように、なかなか返納できないのが実情であります。

一層安心した住空間創出のため、笠松町でもできる免許返納促進策として、運転経歴書提示で本人と免許がないその配偶者の方に公共施設巡回町民バスの割引、または無料パスの発行を考えることはできませんか、お尋ねいたします。

次に、がん検診などの受診率向上についてです。

笠松町一般会計決算説明資料によると、がん検診受診率は平成25年、26年をまとめて表にしますと、健康診査実施事業受診率として胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんが全

て25年に対して26年は受診率が下がっております。さらに、がん検診実施事業受診率も乳がん、子宮頸がん、大腸がんともに全て受診率が下がっております。今年度のものは現在のところ私どもにはわかりませんが、全ての項目において受診率が低下しております。

全国的に見ても受診率が低く、受診率50%を目指したキャンペーン等が行われています。平成19年厚生労働省資料ですが、岐阜県においても、全ての項目において全国平均を下回っている状態です。無料クーポンが配付されているにもかかわらず、どのような原因で受診率が低下していると考えますか。また、自治体によって受診率向上の専門機関に委託し、案内リーフレットを刷新するなどの手だてを講じたところもあるようです。さらに、女性の社会進出増加により、夜間や休日などの検診を望む声もあります。

笠松町として受診率向上についてどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

次に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等について質問します。

平成27年第1回笠松町議会定例会一般質問において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法について質問させていただきました。

その答弁の中で、町長は平成28年4月の法施行に向けて、職員の障害のある方へのわかりやすい表現を使った説明や、あるいは筆談や読み上げなどの意思疎通への配慮のほか、広報紙を通じた普及啓発活動の推進や職員の研修方法などの具体例を示すとともに、相談窓口の明確化などの体制整備を含めて、今後この対応要領の作成を進めてまいりたいと思っておりますと言われましたが、その進捗状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

次に、学校でのお話をいたします。

ある方から伺ったのですが、LD、いわゆる学習障害と診断されたお子さんと三者懇談時に努力が足りないと言われたそうです。この発言は、この先生がLDを正確に認識していないことをあらわしていると考えられます。障がいについて、特に発達障害に対する各先生方のスキルに大きな差があるように思われてなりません。その一言が幼児・児童・生徒及び保護者の心にどれほど大きな傷になることかわかっていらっしゃいますか。スキルアップについてどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

NHK福祉ポータルハートネットによると、効果的な支援があっても義務教育段階で途絶えてしまう現実、支援が受けられない中で多くの人が挫折してしまっているという記載が目を見ました。そうした中、11月17日にNHKニュースで、障害のある高校生に通級指導検討というのを見ました。

これらのニュースを見て、町長、教育長はどのように感じられたでしょうか。また、必要を感じられましたら、県に対して要望していただくことはできませんでしょうか。

また、高等学校において通級指導教室が整備されるということは、現在小・中学校で通級指導教室に通っている児童・生徒さんたちにも選択肢が多様になるということにほかならず、夢

の実現のため多様な能力創出のためのツールになると考えます。

しかし、高校入試の時点でそれを乗り越えることができないことが考えられます。障がいの種別、程度にもよりますが、入学試験での合理的配慮が必要と考えられますが、これらについてどのようにお考えになりますか。

また、通常の試験、期末テストや中間テスト等においても別室や読み上げなどの対応が必要と考えますが、どのように考えますか。

合理的配慮といいますが、基礎的環境整備が整った上でのことです。障がいを持った方を優遇するものではなく、その障がいをカバーできることで初めて同じスタートラインに立てるのです。そのスタートラインに立ててあげられるようにするのが行政の、学校の、大人の責任と考えます。

これは特別支援課、こちらは学校支援課というのは、子供たちのことを考えていない発想です。子供たちのことを考えていないということは、未来を切り捨てていると言っても過言ではありません。これらについての考え方を教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 川島功士議員の質問に対して答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の福祉政策の中で、運転免許証等の自主返納に関する取り組みについての御質問ですが、県内では確かに6つの自治体などでこの自動車運転免許証の自主返納者に対する、いわゆる公共交通の利用支援制度等を設けているところもございます。

また、笠松町においてもこの対策をいろいろ検討してまいりましたが、免許証をいわゆる自主返納した方のみにはバス料金の減免等を行うことについては、これは免許証をもともと所持していない方との公平性の問題等もありますし、また巡回町民バスの路線については、これはほぼ町内全域を網羅しておるものであり、これは一定の利便性を確保していることなどによって、また料金についても1乗車100円ということで非常に安価な料金設定であることなどから、私どもは自主返納者のみに対する減免等は現時点では考えてはおりません。高齢者の皆さんのこの安全対策については、これは警察署や、あるいは交通安全協会、老人クラブの皆さんとの御意見を伺いながら、その検討をしていく中で引き続き今の自主返納も含めた研究をしてまいりたいと思っております。

2つ目に、いわゆるがん検診等の検診率の問題についての御指摘であります。

今、御質問の中でいろいろ御指摘いただいたとおり、各種のがん検診の受診率が対前年度で低下したことは、これは事実であります。その受診率の低下の原因についてであります。この胃がん検診や、あるいは肺がん検診、さらには大腸がん検診といずれも60歳未満の男性の受

診率が10%台と大変低く、働き盛りの男性にとってはなかなか自分の健康のために検診を実施するまでに至っていない可能性が高いと思われます。

また、対象者の中には職場の健康診断を受診されたり、あるいはかかりつけのお医者さんで日ごろ健診を受けられたり、さらには人間ドックを継続して受診されて健康管理に努めてみえる方もあると考えられます。

なおこのクーポン券の配付につきましては、これはがん検診の推進事業として乳がん検診や、あるいは子宮頸がん検診及び大腸がん検診について、対象年齢を限定し実施をし、その受診率の向上を図っておりますが、事業開始前の平成20年度の受診率を見ますと、乳がん検診が14.2%、子宮頸がん検診が6.3%でありました。これを平成26年度の事業をまとめた受診率で見ると、乳がん検診が21.7%、子宮頸がん検診は14.9%となり、女性のがん検診としてはある程度受診率の向上につながったのではないかと考えております。

また、この受診率の向上について今後どのように考えるかという御質問であります。確かにいろんな工夫を凝らしてさらに啓発に力を入れることや、あるいは検診を受ける方々の生活に考慮して、より受診しやすい体制に配慮することも大変重要であると考えております。

町では以前から笠松町のがんの罹患状況や、あるいは治療状況、そしてまたがん検診の大切さなどを記載した、いわゆるリーフレットの「笠松町健康だより」を作成して啓発に努めておりますが、より積極的かつ有効な啓発を進める必要があると思っております。

また、その検診の実施の委託をしております郡内の医療機関が現在12ありますが、一部を除いて、土曜日や平日夜間の対応が可能となっておりますので、受診者の目線での啓発により一層配慮をしていきたいと考えております。

しかしながら、この検診の受診啓発や、あるいはクーポン券の配付などによる受診勧奨を実施しても、この対象者の未受診理由が判明しないなど、対象者の皆さんの状況が十分把握されていない現状としては、これは有効な対策を講ずることができるかどうかという疑問も生じてまいります。

この笠松町の対象者の捉え方は、平成19年度まで実施しておりました健康診査申込調査の結果をもとに未受診者を推計して設定しておりますが、この人口構造やあるいは社会変化に伴って9年前と変わっていると思われまますので、適正な対象者の把握に努めるために再度未受診者に関する調査を実施する必要があると考えております。

これらのことから、対象者の現況をより正確に把握するとともに、いわゆるがん検診の未受診者へのより有効な対策を検討していきたいと思っております。

平成26年3月に策定をいたしましたこの笠松町健康増進計画におきましても、全ての町民の皆さんが主体的に健康づくりに取り組んで、生涯にわたり健康に暮らせるよう健康づくりを推進するとしております。その生活の質の向上を目指して健康寿命の延伸を目指す笠松町として

は、いわゆる町民が主体的に健康づくりに取り組む、いわゆる自分の健康は自分で守ろうの意識をもっと浸透させて、各種の検診の受診行動を促すように啓発をしていかなければならないと思っております。

次に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等についての御質問の中で、第1回の定例会で答弁があった、私ども職員の対応要綱の作成についての進捗状況はどのようなかという御質問であります。国においては、この平成27年11月に入って、国の行政機関等の職員を対象とした対応要領が各府省庁等から公表をされ始めております。また、県においても現在、県職員を対象とする対応要領の作成が進められております。

御質問があった町職員を対象とした障がい者の差別解消の推進に係る対応要領の進捗状況がありますが、これは現在、今申し上げたように、国や県の情報を収集し、素案の状況で策定しております。議員の皆さんから今後とも意見を頂戴した後に、障がい者の方々や、あるいは関係者の方々からも御意見をいただき、2月ごろの制定を目指して進めさせていただいております。

また、これと並行して相談窓口などの体制整備についても具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、職員のスキルアップをどのように考えているかという御質問であります。現在この対応要領とは別に作成を進めております笠松町職員の対応マニュアルでは、各障がいの特徴や、あるいはコミュニケーションの留意点なども盛り込んだ形で作成を進めさせていただいております。笠松町職員の対応要領の制定後は、この対応マニュアルをもとに職員研修を行って、職員のスキルアップを図ってまいりたいと思っております。

また、今後岐阜県の聴覚障害者情報センターの御協力を得て、聴覚障がい者の方々へのコミュニケーションの方法等を学ぶ職員研修会も予定をさせていただいております。

次に、高等学校等での通級教室が検討されているが、これに対して、県に対しても要望することはできるのかという御質問であります。これは一昨日、12月11日でしたか、私どもの県議会の代表である県会議員がこのことについて質問をされて、県からも前向きな答弁をいただいている状況の中でありまして、私どもも将来について具体的に考えていかなければならない非常に大切な時期であるこの高等学校において、障がいのある生徒一人一人に応じた指導ができる通級教室の体制が整備されていないことは、これはその後の人生にも大きく影響を及ぼすと思われるものでありますので、その必要性を十分感じておるところであります。

そしてまた、文科省においても高等学校への通級教室導入の検討を始めた現状でもありますので、このことを考えれば、社会全体がその必要性を感じていることのあらわれであり、町としましても県に対してその要望をしてまいりたいと考えております。

その次に、合理的配慮の考え方についての御質問であります。

この障がいのある児童・生徒に対して必要な支援、または環境を整備することは、これは試験に限らず、ふだんの学校生活において学びの機会を平等に与える、保障することにつながるものと考えております。また、障がいはそれぞれさまざまにありますので、個々に適した道具や、また人による配慮も大切かつ必要であると考えております。

町では、来年度から学校のICT環境整備に伴って、いわゆる読み書きが苦手な児童・生徒をサポートできる機器や、あるいは教材の整備を検討しております。さらに、教室等の確保等の課題がありますが、これは障がいによっては別室での問題の読み上げ等の試験対応が必要な場合もあると認識をしておりますので、町としては障がいを持つ児童・生徒の皆さんが本来持っている能力が発揮できるように、また楽しい学校生活を円滑に送ることができるように、平等な機会を提供する学校を目指して、これから二町教育委員会、あるいは指導に当たる教職員の皆さんとも連携をとりながら環境整備を進めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（船橋義明君） 教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員御質問の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等についての2番目、法律の施行を目前に教職員のスキルアップをどのように考えるかについてお答えをさせていただきます。

昨年度から特別支援に係る主幹教諭、県下で2名配置されたその1名を配置していただきましたが、岐南中学校に配置をいたしました。本年度、新たに通級指導教室を新設しました笠松小学校に兼務をかけて特別支援教育の充実に努めているところでございます。

各学校には特別支援コーディネーターとして学校の特別支援教育の充実に係る教員がおります。この特別支援コーディネーターの研修を本年度、岐阜聖徳学園大学の安田教授より講義を受けて、特別支援コーディネーターの果たす役割、これに加えて障害者差別解消法についても研修をしております。どの学校においても、この教員が研修をもとに合理的配慮について職員に周知しているところでございます。

主幹教諭を中心として、各学校の特別支援コーディネーターが法の趣旨を理解し、合理的配慮や不当な差別的扱いについて、具体例を示して研修が進められるよう、平成28年4月の施行に向けて一層の努力をしてみたいと思っております。

3つ目の高等学校での通級教室が検討されているが、どのように考えるかについてお答えをします。

国では、小・中学校の通級指導教室で自立の援助が行われている現状に鑑みて、高等学校での特別支援教育モデル事業を、本年度より高等学校における個々の能力、才能を伸ばす特別支援教育に係る研究指定校に指定して、小・中学校の通級による指導と同様に障がいのある生徒を対象として研究開発を始めました。小・中学校から一貫して就学までの支援について充実させることは、教育委員会としても期待しているところでございます。高等学校は専門教育であ

り、その教育課程を変更して特別な指導が受けられるようにすることは、単位取得から大変難しいことだと理解しておりますけれども、一貫した特別支援教育の充実のためにはぜひ整備をお願いしたいと、そういうふうに考えております。岐阜県では研究指定は行われておりませんが、国の研究の成果に期待したいと思っております。

4つ目の試験等における合理的配慮をどう考えるかについてでございますが、議員御承知のとおり、文部科学省は障害者差別解消法の対応指針を示して、障がいの有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向けての対応指針を示しております。その中で、不当な差別的取り扱い、それから合理的配慮の基本的な考え方、これを具体的に示しております。

高等学校の入学試験に関して、障がいを理由にした不当な差別はあってはいけないと考えております。教育委員会としてもこの趣旨を十分理解して、障がいのある生徒が中学校段階で不当な差別を受けないこと、合理的配慮が行われることについて学校を指導してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 非常に大変丁寧な御答弁を、町長、教育長ともにありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、まず高齢者ドライバーの件で、もともと免許証を所持していなかった方との公平性が保てないという話がありましたけれども、免許を持っていらっしゃる方はどれくらいの割合おられるか把握しておられますか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる今の高齢者の方や普通の方の免許の所持者がどれくらいいるかは、それはわかりません。ただ、私が答弁の中で申し上げた趣旨は、他の市町村でやっている、例えば岐阜市とか海津とかの市町村でやっているのと違って、私どものこういうエリアの町の中で動くためには、それなりのそういう行政サービスが行われている部分であると思っておりますので、町外へ、あるいは県外へ出かけるために車が要ることのための手当というのは、それはやっぱりできないことですので、町内での手当というのは、私は今笠松町が対応しているこの行政サービスの部分で、当然免許を返納しても決してそれが大きな負担になることじゃないエリアの中の行政サービスであると思っております。今すぐ無料バスや巡回バス等の対応というのは考えてはいないんですが、先ほど申し上げたように、いろんな事故やいろんな形態があることを考えると、やはり警察やあるいは私どもの行政や老人クラブの皆さんともう一度そういう自主返納に対しても検討をしながら、ただ申し上げたように、全く今の免許証の自主返納を否定したわけではありませんから、そういう全体の中で一回考えてみようよということ

を今思っている中で答弁をさせていただきました。

[4番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。

どっちにしても小さな行政体ですので、早い話、自転車でも行ける町内ではありますが、要は町としてそういう高齢者の方の事故を少なくするための施策を講じていますよという、まずはそういうアドバルーンが欲しいなあという思いもあります。ぜひとも前向きに検討して、事故が起きる前に何か一つでも施策が打てたらなあというふうに思いますので、よろしく願います。

がんの受診率のことなんですけれども、今年度どうなっておるか、途中までしかわからないと思いますが、例えば受診された方でがんが見つかったというのは何人かいらっしゃるんですかね。それがわかったら教えてもらえますか。

○議長（船橋義明君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 26年度での結果としてがん確定ということで、ちょっと程度の差がそこまでわかりませんが、とりあえず胃、肺、乳で2名、子宮で1名、大腸がちょっと数的に多く、例えばポリープとかそういう程度があるのかなということで26という数字が出ております。一応内部データということですので、再度その26の内容についてはちょっと確認をする必要があるかと思えます。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 健康だよりなんかで罹患状況や治療状況などを記載してどうのこうのということを述べていただいたと思うんですけれども、それも大事なことだとは思いますが、例えば、未受診の場合だとはがきが来ますよね。あなたは受けていらっしゃるののでいついつまでに受けてくださいよ、みたいなはがきが来ると思うんですけれども、そのはがきに例えば昨年度は何人の方ががんが見つかりましたと、それで早期治療のおかげで完治しましたよとか、私は見つけていただいてこんなふうに治療が終わりましたみたいな体験談をそのはがきに書いてもらうとか、もっと我が身のことと思えるような、通り一遍の受けておられないので御自分のために受けてくださいみたいな文章ではなくて、もう少し自分のこととして捉えられるような、そういうような書き方も検討していただきたいなあと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 確かにそういう啓発したりすることに関しては、いろいろ方法を考えてやることも大事だとは思いますが、いわゆる自分の健康は自分で守ることの基本をきちっとや

っぱり自分が理解しないといけないと思います。行政から言われ、いろんな啓発で言われて行くことじゃないんですね、基本が。だから、そういう基本をもう少しきちっと考えようねということの啓発をすることも大事だと思いますから、今のような方法も踏まえて、やはり自分のことですのでね。交通事故も一緒なんです。この間、老人会の総会にもお邪魔したときにも話が出ましたが、やはり車が守ってくれるわけじゃないですので、自分の命を自分で守るのはルールを守ってきちっとしておくことが基本だということと同じことだと思いますので、そういうことも踏まえた啓発をいろいろまた考えて進めていきたいと思っています。笠松町の町民の皆さんはそういうことをきちっと御理解いただける町民だと思いますから、より一層もっと深く対応をしていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

町長がおっしゃることはよくわかるんですが、要は自分のこととしてなかなか捉えられていないからこそ行っていないわけですよ。そうすると、自分のこととして捉えられるようにするためにはどういう資料提供をしたらいいのかというのは、最終的に先ほど言われましたように健康なまちづくりというその目標に対して、そういう意識づけをするための資料という形の中でいろんな診断された方の声であったり、数であったりということは、町内で3人もいるのかと、それでみんな早期発見で助かったのなら私もと、こういうふうに具体的に自分のことに照らし合わせられるように、そういう意識づけをぜひとも行っていただきたいなあと思いますので、それはお願いにしておきます。

それと続きまして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、全体的にまず対応要領について、笠松町としては必ずつくらなければいけないという項目にはなっていないと思うんですけど、努力義務というところの中で具体的にこうして動いていただいているというのは大変ありがたいなあと思っております。多分、県内の町村のレベルでここまで真面目に考えているところはそんなにないのではないかなあと思っております、大変ありがたいと考えております。ありがとうございます。こういった関係でも一生懸命やっていただいて、障がいを持った方が同じスタートラインに立てるような形でこれからもよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、その後のことについてですけれども、先ほど町長さんが県議会でのお話をさせていただき、理事者側のほうには資料として渡してあるんですが、ここで松川教育長さんの答弁をちょっと読んで皆さんにお知らせしたいと思いますので、ちょっとお時間をいただきます。

発達障害児の実態把握についてということで、まず発達障害児への支援について3点御質問をいただきました。初めに、発達障害児の実態把握についてお答えします。小・中学校の通常

学級に在籍している発達障害のある児童・生徒のうち、県教育委員会として実態を把握しているのは、現状では通級による指導を受けている児童・生徒に限られています。しかし近年、学校現場では、発達障害のある児童・生徒に対する個別の支援が大きな課題となっていることから、その実態を総合的に把握する必要があると認識しております。そのために専門機関の協力を得ることが不可欠と考えられますので、岐阜大学附属特別支援教育センター等との協働チームを早急に立ち上げ、調査の内容や方法などの検討に着手してまいります。

総合的な支援体制の構築に向けた取り組みについてということで、次に総合的な支援体制の構築に向けた取り組みについてお答えします。発達障害のある児童・生徒に対しては、就学前から高等学校に至るまで組織的に対応できる体制を構築し、一貫した支援を行うことが重要です。そのために、発達障害のある全ての児童・生徒について、個別の教育支援計画を作成する必要がありますが、その作成に当たっては本人及び保護者の理解を得ることが不可欠となります。このため、今後医師や大学教授などの専門家や保護者代表などで構成する発達障害に関する検討会議を新たに設置し、保護者との合意形成や個別の教育支援計画のあり方など、支援体制の構築に向けた議論を進めてまいりますということです。最後なんですけれども、中学校と高等学校の連携強化についてお答えします。まず、入学者選抜については、調査書と学力検査などの結果を総合的に審査し合格者を決定いたします。その審査においては、発達障害の有無を伝えたことが影響を及ぼすことはありません。また、障がいのある生徒が受験上の配慮を希望する場合には、事前に中学校長を通して申し出ることにより、高等学校長が県教育委員会と協議の上でできる限り配慮をいたします。さらに、中学校での進路相談を通して高等学校入学後の個別の支援体制についても確認することができます。しかし、高等学校において、よりの確な支援を行うために、入学前に生徒の障がいの実態を把握することが必要です。このための中学校と高等学校の連携強化につきましては、先ほどお答えしました発達障がいに関する検討会議において議論を進めてまいりますというような松川教育長さんからの非常に前向きな答弁をいただいたと思っております。

特に県としては、就学前から高等学校までの一貫した、その一体となった取り組みが必要だということをはっきりと答弁されているということは、町村から見るととてもありがたいなあと思います。ですので、ぜひとも二町教育委員会としても、県のそういう方針をより一層進めていくような対応をとっていただきたいなあと思います。

それと、入試についてもできる限り配慮していただけるというような答弁になっておりますが、例えば読み上げによる試験が高校入試で初めてだったということではちょっとまずいと思いますので、できる限り小・中学校の早い段階で読み上げによる通常の試験を行ったり、落ちつきがない子の別室での試験を行ったりということをしてできるだけ早く始めていただきたいと思っております。先ほどの件と含めて教育長に御答弁をお願いします。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 最近、県の教育委員会特別支援教育課の課長さんと懇談する機会がありましたし、それから御質問された県議さんとも情報交流をさせていただく機会がありました。

そういう中で、まず一番初めに高等学校の入学選抜に関してですけれども、平成28年度の岐阜県公立高等学校入学選抜に際して、少し先ほどの県の教育長の答弁を補足させていただきますが、そのまま文章を読みます。

障がいなどにより受験上の配慮を希望する者は、可能な限り1月末日までに在籍する中学校長に申し出る。高等学校長は県教育委員会と協議の上、受験上の配慮をすることができること記載されておりまして、その希望する受験の配慮というのはなされております。ただ、現実的に高等学校に発達障害の生徒が入学した後の対応については、非常に学校としても今悩んでいるところであると、そういうお話を伺いました。

それから通常の試験等について、前もって別室受験や問題の読み上げなど、LDの生徒への配慮が必要だと思うがということでございますけれども、文科省の合理的配慮の具体例の中では、言葉だけ聞いて理解することや意思疎通が困難な障がい者に対して、絵や写真、それからコミュニケーションボード、タブレット端末、先ほど町長が回答させていただいたとおりですが、ICT機器の活用などにより意思を確認したり、本人の自己選択を支援すること、こういったことが明記されております。

通常の学級に在籍している発達障害のある生徒に対しての支援について、保護者や本人のニーズに対応できる環境の整備を検討して、合理的配慮がなされることは大変重要なことだと思っています。

一方では、保護者の発達障害に対する理解というのがまだ十分ではないという現状にあります。それから一方では、障がいの内容について、まだ全生徒が理解しているという段階ではないという状況でございます。法の趣旨、これを十分理解して、具体的な場面を通して具体的な配慮というのがこうだとか、不当な差別ですよということをきちんと示して、子供たちが具体的な例の中でその差別というのはいけないことだと、合理的配慮というのはいかなされるべきだということを学ぶ、そういう指導が一層大事だというふうに考えています。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 非常に細やかな答弁をありがとうございます。

私も今教育長が言われたように、そういうことというのは基本的に文科省の中にならうたっているというのは事実だと思っておりますし、来年度から笠松町でそのICTを活用した教育環境の整備を整えていただけるということは、少なくとも物理的な面ではそういう環境が来年度、再来年度を通して整っていくと。物が無いからできませんということではなくていくとい

うことは大変ありがたいと思っております。

そういった意味で、学校のほうにもそういう生徒さんが、例えば別室でやることによって新たにいじめとかが起きてはいけませんので、そういうことのないような配慮をなるべく早く早期に始めていただいて、要するにみんな違ってそれでいいというようなことをより習熟させていただきたいと思っております。

先ほど言った、保護者自身のスキルアップということも問題になってきます。これは福祉のほうで、例えば今未就学児の月例健診のときなどでも御配慮していただいているとは思いますが、さらにそういったことも進めていっていただきたいと思います。

それと、昨年度通級教室のときにたくさんお見えになった保護者の代表の方が、そらいろパレットという保護者の会をつくっていただきました。僕のところにお見えになったので、まずは自分でそういう団体をつくって動きましょと。1人でやっていて、ばらばらでやってもだめなのでということをお願いをしてつくっていただきました。

それで、今度2月29日に松枝公民館で岐阜特別支援学校の神山先生という方をお呼びして、学習障害に関する講演会をみずから企画しておやりになることになりました。たまたま何かその日は中央公民館で県の特別支援教育に関する何かイベントがあるということで、中央公民館が使えなかったということらしいですが。この神山先生というのは御自身が学習障害で、本当に苦労されて大学を出られて先生になられ、一時は違うお仕事もされていたんですけども、そういうような先生のお話を聞くことができますので、ぜひともこういう話を広めていただきたいと思います。特別支援に直接かかわっていらっしゃらない教職員の方とか町の職員、それから親さんも含めてできるだけ多くの方にスキルアップをしていただきたいと思いますが、その点について、町長、教育長、いかがでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういう機会があることを初めてお聞きしたんですが、今申し上げたように、いろんな状況の中でそういうことを進めていくことが大事だと思いますから、今おっしゃった機会に関しては職員の中でもそういう機会がある人間に関しては行けるような体制がとればぜひ研修をし、勉強をすることは大事だと思っています。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員のお話のとおり、発達障害というのは具体的に対応として国が始めたのが、たしか平成14年ぐらいだったと思います。したがって、保護者の方々は小・中学校に在籍しているときにその発達障害という言葉すら御存じないと、こういう状況でございますので、できるだけ機会を通してその啓発ができるように努力をしてまいりたいと思っています。

先ほど議員がお話しになったように、小・中、それから幼・小・中一貫して発達障害について御理解が得られるために、ことしは啓発のパンフレットをつくり、その中にはチェックリ

ストもきちんと入れて、心配であれば一度チェックをしてくださいと。それで心配であれば、今度は教育委員会、それから福祉部局に相談してくださいと、こういった投げをしたところでございます。

一層、議員の御指摘の配慮については、努力をしてまいりたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 非常に前向きな御答弁、ありがとうございます。

これは一つの町がやればできるという問題でもなく、国も県も市町村も全て一体となって、要するに子供たちの未来のために頑張っていこうという思いでやっていただけたらなあと思います。

前向きな答弁をとりあえずありがとうございました。これからもよろしくお願いします。ありがとうございました。以上にて質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問の続きを行います。

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。

南国グアムから寒い笠松に戻ってきたと思えば、意外にも暖冬続きでありまして、寒いのは私の懐だけと思うきょうこのごろであります。張り切ってことし最後の一般質問を行いたいと思います。

今回のテーマはITを活用したイメージアップについて、いささか抽象的な内容ではございますが、質問書を読み上げさせていただきたいと思っております。

近年、民間企業に限らず自治体などでもイメージアップ戦略に取り組むところがふえてきました。それも従来はポスターやパンフレットなど紙媒体が主流でしたが、ネットなどITを活用した方法が急速に目立つようになりました。実際に電通によりますと、日本の総広告費およそ6兆1,522億円のうち、ネット広告は1兆500億と全体の約20%近くまで迫る勢いを見せております。また、新聞や雑誌などの紙媒体の広告が軒並み横ばい、もしくは減少傾向にある中、対前年度比10%以上の伸びを示しているそうです。

その背景には、紙媒体が地域や客層が固定化されやすいのに対して、ネット広告は世界中に配信することも可能な上、情報の更新もパソコン一台でできる。その上、テレビCMなどと比

較しても格段に費用が安いという点が魅力になっていると思います。今風で言うなら、コスパ
がよい宣伝ツールと位置づけられているのでしょう。

こうした状況は自治体のPR活動にも大きな影響を及ぼしつつあります。現在では全国ほぼ
全ての自治体が公式ホームページを運営しているほか、最近では動画やアプリ、LINEスタ
ンプなどを活用する市町村がふえてきました。

そこで、今回は笠松町でもこれまで以上にITを活用した町の観光資源、特産品などをPR
できないだろうかという提言を含めて質問させていただくつもりであります。

では最初は、これまでの取り組みについて確認させていただきたいと思います。

平成25年12月の議会で川島議員が一般質問の中で、町のインフォメーションをフェイスブ
ックなどのSNS、ソーシャルネットワークで発信したらどうかという趣旨の質問をされていま
す。それに対する町側の答弁は、今後調査研究するとのことでしたが、その後どのような結
論に至りましたでしょうか。今後の見通しや取り組みも含めてお答えいただけたらと思い
ます。

次に、ここからは各ツールの活用についてお尋ねしたいと思います。

最初は、御当地PR動画であります。

町長は宮崎県小林市の動画をごらんになったことがありますでしょうか。白人男性がフラン
ス語で小林市の風土を紹介しているかと思いきや、実は地元の方言だったという落ちの2分ほ
どの映像であります。これが非常におもしろいと広がり、動画サイトでの再生回数は150万回
を超えております。また、岐阜県内でも関市の動画が注目を集め、全国ネットの情報番組な
ども取り上げられました。ネットからSNSを通じて広がり、さらにテレビでも紹介される
というパターンで、ごく普通の地方都市の知名度が一気に急上昇したという好例と言え
るでしょう。

もちろん本格的な映像を制作、編集となると、それなりの費用や手間、技術が必要となっ
てきます。ただ、やり方を工夫すれば幾らでも安価にできるはずですよ。

例えばアイデアや制作に関しては、岐阜工業高校の生徒たちに携わってもらうのも一興
と言えるでしょう。若い人たちの視点とアイデアを生かせば、小林市や関市に負けないぐ
らいの斬新な作品ができ上がり、笠松町の情報発信だけでなく、新たな魅力づくりにつ
ながると期待を寄せるのですが、町長の見解をお聞かせください。

次に、スマートフォンのアプリ開発について取り上げたいと思います。

ここで目指すアプリとは、笠松町のオリジナルがあり、クリック一つで町の行事、公共
施設の連絡先、町民バスの時刻表、災害時の避難所やAEDの設置場所などが表示され
るという、町民だけでなく、来町者にも便利な内容であります。

一般的にアプリ開発といいますと、膨大な予算と時間を要するというイメージがあり
ますが、実は既に非公認ではありますが、町の事業者などが開発したこの種のアプリ
が存在しております。

す。この非公認アプリを笠松町の基準に合わせて改良、補足することで公認に昇格させれば、開発費も安く済むだけでなく、町民の間にもITやパソコンへの関心も高まり、町内のIT事業者や技術者の育成にも貢献できるのではないのでしょうか。このようなアプリ開発や導入についての町長のお考えをお示してください。

また、以前全員協議会で、自治体のアプリ制作に関し、国から地方創生絡みの補助金が検討されているとの報告を受けた記憶がありますが、その後の動きについての御説明も願いたいと思います。

3つ目は、LINEスタンプです。

もはや若い世代のみならず、国民的ツールになった無料通信アプリのLINEです。この議場でも利用されている方は多いでしょう。

そのLINEの中でスタンプというツールがあります。キャラクターのイラストを用いて喜怒哀楽の感情を表現するというものであります。利用者の中には、お金を出してまでもお気に入りのキャラクターのスタンプを購入する人たちがたくさんいます。既にお隣の岐南町では、「ねぎっちょ」のスタンプを1セット40種類120円で販売しているそうです。笠松町でも「かさまるくん」「かさまるちゃん」という立派なキャラクターがあります。ぜひともLINEの世界でも活躍の場を与えてあげたいと願うのですが、いかがでしょうか。

順序が逆になりましたが、今回の質問は笠松町の知名度や魅力を全国に知らしめることにより、短期・長期の成果を得たいという狙いがあります。短期的にはふるさと納税のさらなる増収、それに伴う加盟事業者の売り上げ向上という地域経済の活性化の一助として、長期的におきましては笠松町のイメージアップ、とりわけ若者にアピールすることで定住促進に結びつくのではないかという期待であります。IT、とりわけネットやアプリに関しては未知数な部分が多いのですが、逆にそれだけ可能性を秘めているということを申し上げて、まずは1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 古田議員の質問に対して答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

いわゆるITを活用した町のイメージづくりについての数々の御指摘や御質問であります。その中のまず1つ、SNSの調査研究の後、その後どうなったかという御質問であります。

このSNSの活用につきましては、これは県内の市町村でも、川島議員から御質問いただいた平成25年12月以降、いろいろ導入する市町村がふえていることは事実であります。そのときもお答えしたとおり、その内容の大部分がいわゆる観光イベント情報などの一方的な発信にとどまっておって、双方向のコミュニケーションや、拡散効果によって活性化していると言えるかどうかというのは少し疑問があるとは考えています。このSNSの利点はおっしゃったと

おりタイムリーな情報発信にありますので、行政がいろいろ発信する情報の確実性との両立も考えていかなければならないと思っております。現在、町にあるこの電子媒体での情報発信は、ホームページが中心であります。全体のページ数の多さや、あるいは特にまちの話題の更新回数の頻度の多さなど、積極的な情報提供に努めているところであります。

いずれにいたしましても、この情報を発信することの一つのツールとしていわゆるSNSに利点があることは十分認識はしておりますので、発信方法やあるいは発信体制等を今後も十分考えながら、引き続き調査研究をしていきたいと考えております。

次に、笠松町のPR動画等についての御指摘であります。

近年、全国の自治体で動画を作成して、インターネット上に広く紹介するという取り組みが活発に行われております。

今年度は、総務省が運営するインターネットのポータルサイト、いわゆる全国移住ナビで自治体のプロモーション動画へのアクセス件数を競うコンテストも行われ、先ほどの説明にもありました宮崎県小林市は審査員の特別賞を受賞するなど、各自治体が知名度向上やあるいは観光PR、また転入者をふやし人口増加につなげる取り組みの一環としてこの動画を作成し、広く公開をしているところであります。

写真を見てわかる景色もありますが、動画にはやはり写真以上に広がりを感じて、声や動きから人の温かみが伝わる利点もあります。そういった点で、動画による町の魅力発信というのは大変必要なアイテムであると考えております。

幸いなことに、議員の御提案のとおり、当町には岐阜工業高等学校がありまして、高校生のアイデアで名鉄笠松駅のイルミネーションを初め、今年度は笠松町のPRポスターの総選挙も取り組んでいただいて、笠松町の魅力発信に多大な貢献をいただいております。また部活動では、報道・放送部が当町を広く取材し、動画などにまとめて映像コンテストで入賞するなど、笠松町のPRの一翼を担っていただいております。この映像制作に当たっては費用面などの課題もありますが、当町の魅力発信に御協力をいただけるよう、今後も岐阜工業高校等に働きを行っていきたいと思っております。

次に、アプリの開発導入の考えと、地方創生補助金によるアプリ開発の状況についての御質問であります。この笠松町に非公認のアプリがあることは存じておりますが、このようなアプリが笠松町PRの役割をも担っていただいているものと考えております。ただし、これらのアプリは、仮に町が公認しますと、公共性などの観点から内容等が限定されるものになると考えられます。

公認ではなく、今のような非公認であるために自由でスピード感のある情報発信ができて、独自性が発揮できるとも考えておりますので、現時点でこれを公認することは考えておりませんが、この町のアプリの製作としては、地方創生事業の地域活性化・地域住民生活等緊

急支援交付金によって、地方創生先行型の基礎交付分として、歴史未来館の魅力向上を目的に笠松ナビというアプリを制作しております。そのアプリにはAR技術を使った歴史未来館のガイド機能と、町内5つのコースのルートと、道案内やスタンプラリーを行いながらまち歩き観光を支援する機能を有しております。このアプリについては、平成28年2月からリリースする予定であります。

また、同じ交付金の地方創生先行型上乗せ交付金として、この町内の店舗案内やイベントの支援や、そしてまた電子クーポン等の機能を有した町独自のアプリのシステム開発事業を国に申請してはいたしましたが、これは国の有識者会議等の評価により、残念ながら今回は交付対象の事業とはなりません。このまちおこしのツールとしてのスマホアプリの活用については、これは笠松ナビの機能拡大も含めて充実をさせていきたいと考えております。

次に、かさまるくんのLINEスタンプについての御質問であります。スマートフォンなどで広く使われている無料通信アプリのLINEですが、このスマートフォンを所有する約6割の方がこのLINEを使っているとの調査結果があります。そのLINEを通じて会話を楽しむアイテムの一つに議員御指摘のLINEスタンプがありますが、このLINEスタンプは平成26年5月からみずから制作したスタンプを販売できる仕組みができて、県内の自治体では御嵩町を初め、神戸町や岐南町もできて、当地キャラクターを活用したLINEスタンプを販売されております。LINEスタンプを販売しますと登録料などの経費もかからず、販売額の約半分が収入になるという点で非常に魅力のある内容です。笠松町のマスコットキャラクターのかさまるくんとかさまるちゃんの兄妹は、平成21年に誕生して6歳を迎えて、来年は小学校へ入学の年でもありますので、過去にもさまざまなグッズを制作して販売をしてきましたが、そのアイテムの一つとして議員御提案のLINEスタンプを作成することも今後検討してまいりたいと思います。

なお作成に当たっては、「道徳のまち笠松町」らしく、挨拶スタンプを中心に作成したいと考えておりますが、販売する以上、少しでも皆さんに購入していただけるように、特に若者が日常で使えるようなものにしたいと考えておりますので、先ほどの動画と同様に地元の岐阜工業高校の生徒などのセンスを生かしたスタンプづくりも進めていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 全般的に前向きな答弁、ありがとうございます。

それでは、少し再質問させていただきたいと思います。

まず最初、SNSにつきましてなんですが、先ほど町長からのお話がありましたように、コンテンツの充足というか、内容がどういうふうに通じるか難しいと。一方的になってしまつてなかなかそういった意味では関心がつながらないというような側面があるというお話だった

んですが、逆に見方を変えれば、こういった情報を送ると、たくさんの人、地元の人に限らずこれまで笠松町に余り関心がなかった人が物すごく反応してくれる。逆に今、世間の人たちはこんなような情報とかこういうようなイベントを求めているという、そういうような今の世の中の流れを知る機会にもなるのではないかと。また、職員の方々もそういったマーケティングを勉強する大きなきっかけにもなるのではないかと、そういうふうに私自身は思うわけではあります。確かに調査研究は必要かと思いますが、御承知のようにITの世界は日進月歩どころか日進年歩というすごいスピードで流れています。それこそ調査研究している間に時代が変わってしまう、そういったこともありますので、とりあえずやってみて、そしてだめだったら別のやり方を考えてみると。そういった積極性も必要ではないかと思うんですが、町長、そういったところの御見解をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 当然今言われたように、ITの世界というのはそういうことでありますが、我々行政としては確実性とか、あるいは責任がある発想をしなきゃならない立場でありますから、そのことも十分考慮した中でじゃないと、これはやっぱり行政の信頼性をなくすことにもなりますので、そういうことをしっかり我々も研究してやりたい。また、それをもういろいろやっている地域もありますが、初めに我々が思っているとおりに、やっぱりいろんな観光的なものに発想することは、これはどんどんやっぱりやれると思う。そういうことがまだしっかり根づいていない部分がある中でいろんなことをやることには、やはり問題点もある部分もあると思いますので、そういうことだけきちっと整理をして前向きに発信していきたい。これは決して否定しているわけではありませんので。時間が余りたたないような範囲で早く検討しながらこういうことも進めていきたいという希望は持っていますので、対応は考えていきたいと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） なかなかそういった意味では、不確実性なものを行政主体でやるというのは難しいことは十分承知しております。

民間企業、あるいは今お話がありました岐阜工業高校の生徒たちとも協力して、逆にそういったチャレンジとかパイオニアできるものもどんどん役場の中にも取り入れていく、そういった流れになっていくのが理想ではないかと思っております。

そうした点におきまして、先ほど取り上げました動画について、もう少しお尋ねしたいと思います。

先ほど町長からも非常にうれしい答弁をいただきました。岐阜工業高校の生徒たちに活躍の場を与えるという意味では非常に有意義な機会になると思います。

うちも実はことし高校受験の子供がいるわけなんです、中学校によりますと、最近岐阜工業高校への志望者が非常にふえています。倍率も高まっているということで、それはいろいろ要因はあると思うんですが、もしかしたら笠松駅のイルミネーションとか、あるいはこの間のふるさと納税に關しましてのそういうタイアップ事業、そういった生徒たちの外へ向けての活動が中学生たちの目にとまり、ああ、岐阜工業高校、最近おもしろいなど、そういった気持ちで志願者がふえているのではないかと思います。私自身はこういった生徒たちが今回のこういう動画も含めて新しいことに挑戦してもらうことで、さらにより優秀な生徒が集まり、それが人材育成につながり、笠松町への産業振興へと結びついていく、そういうふうに期待をしているわけではありますが、やはりそれにはある程度町からも財政的な支援というのも必要かと思いますが、そのあたり町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今古田議員がいろいろおっしゃっていただいた部分で、岐阜工業高校とのいろんな連携がなされてきました。機械科の皆さんや、電子科の皆さん、デザイン工学科の皆さん、高等学校全体に連携の枠が広がってきたんですね。そういう皆さんの協力や、あるいは土木科の皆さんや建築科の皆さんが小学校や学校等のいろんな設備に關しても実習を兼ねてやっていただいたり、こんな行政と高等学校が本当に密着してやれるのは、これはやっぱり笠松から多くの皆さんが、岐阜工業へ行かれた先輩がいっぱいいる町であることも要因になっていると思います。そういうような土台づくりがきちっとなっている町ですから、今後とも岐阜工業高校の皆さんとはいろんな意味で連携をしながら町のイメージアップを図っていきたい、そういう強い気持ちでおりますので、議員におかれましても、今後より一層また御提案、あるいは御協力をいただいて、一緒になって進めていければありがたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

それでは、アプリに關してのお話を進めたいと思います。

それに対しまして、現在の笠松町におきます公共施設等のWi-Fi環境についてお尋ねしたいと思います。先日のグアムの視察の際もホテルとか公共施設等で無料のWi-Fiのアクセスポイントがあったおかげで、非常にネットの接続とか、日本国内との連絡に役立ちました。今後笠松町でも、グアムに限らず国際交流をやっぱり深めていく方針だと思いますが、海外からの来町者だけでなく、笠松町を訪れた人たちがその場で笠松町の情報を得たり、逆に笠松町の行事なんかを写真にしてその場でSNSにアップするためにもWi-Fiの環境というのは非常に重要なツールだと思います。現在の進みぐあいと今後の取り組みについて、わかる範囲で結構ですのでお示し願いたいと思います。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは公共施設におきますWi-Fiの今の状況でございますが、現状では総合会館、スポーツ交流館にそういった環境が整備をされておるところでございます。

なお現在、先ほど町長より御答弁をさせていただきましたARのアプリの関係で、歴史未来館においてもそういった環境が整えられる、こういった状況になっております。

あわせて、先般10月に策定をいたしました地域総合戦略の中にもこのWi-Fi環境の整備につきましては記載をさせていただいております。時期は未定ではございますが、費用対効果を見きわめながら整備を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。ぜひとも積極的に進めていただきたいと思います。

それと、アプリに関してもう1点お尋ねしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、とりあえず非公認アプリは活動の場を逆に広げていただく意味でも非公認のままというふうにしたほうがいいのではないかというお話でした。1つお尋ねしたいんですが、例えば今後新たに非公認のアプリをつくられた場合に、かさまるくんとかかさまるちゃんのそのようなキャラクターの使用権とか、あるいは笠松町のほうからこういった情報が欲しいんだけど使っていいかというようなことがもし申し出があった場合、どのように対応していただけるのでしょうか。そのあたり、ちょっと方向性だけお示し願いたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） かさまるくんとかかさまるちゃんの部分に関しては、これはいろんなところからも問い合わせなり使用許可等をしてしておりますが、これは私どもが判断して、積極的に御利用いただいてPRしていただくような体制づくりはしていますから、そのことは一応御連絡や言っていただいて打ち合わせした中で積極的に使っていただければいいと思っています。そういうことを広めながら進めていくことが大事ではないかと思っています。そういうことを私どももこれからまた今のことも考えながら進めていますから、またいろいろ御指導、御協力いただけたらありがたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

先ほどお話がありましたように、岐阜工業高校の生徒、そして新たに民間のIT業者、そう

いった産官学が協働して、特にITという分野でこうした笠松町のPRを進めていくというのは一つのいわゆる地方創生のモデルケースになるかと私自身非常に期待していますので、そのあたりは前向きに進めていただきたいと思います。

では最後に、LINEスタンプについて少し確認させていただきたいと思います。

スタンプをつくっていただけるということで、かさまるくん、かさまるちゃんも非常に喜んでのことだと思います。そこで1つ、最初の基本的なことをお尋ねします。町長はLINEスタンプは使ってみえますか。LINEは使ってみえますでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 使っておりません。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） そこはぜひともこれから使っていただいて、もちろん職員の方もふだんのときに使っていただければ、かさまるくん、かさまるちゃんがより幅広く世間に知れ渡るだけでなく、多少なりとも収入にもなると、そういう意味でお願いしたいところです。もう少しLINEスタンプの登場がいつぐらいになるのか、その辺の具体的な計画がわかっているならば、ちょっとお示し願いたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） スタンプの実施時期等でございますが、先ほど町長がお答えをさせていただきましたように、岐阜工業高校の生徒の皆さんのよりいいセンスを生かしたスタンプづくりということで、これから働きかけをさせていただくこととなります。できるだけ早い時期に皆さんにお目かけられるようなふうに進めさせていただきたいと、このように思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

一日も早く町長さんからLINEスタンプが届くことを期待しまして、時間になりましたので、これで質問を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いウォータークーラー設置の状況について、大まかに4点質問させていただきます。

年々地球温暖化が進み、最近では11月でも日中の平均気温が20度前後の日が続き、最高気温が25度近い日もあります。11月5日、11日にはあんしんメールからノロウイルス食中毒警報が発令されました。冬場、家庭でおでんをつくると思います。通常なら1日ぐらい置いておくと味

がしみ込みおいしくなるのが、先日はつくり置きしておいてもすぐだめになり、捨てた始末でした。また、ことしは12月でもまれに見る暖冬で、既に梅も開花したところもあるようですし、大根をつくっている農家は大根が大きくなり過ぎて売り値が下がると嘆いてみえました。

このように私たちが住む地球環境は、着実に温暖化が進んでいると日常でも感じずにはいられません。

そこで、子供を迎えに行くときによく見かける光景ですが、下羽栗小学校の放課後児童クラブは2クラスあり、1つの教室のほうにウォータークーラーが設置してあります。子供たちが暗くなる5時ごろまでは外で元気に走り回り、ウォータークーラーの水を飲んでいきます。真夏には冷房がついているものの、夜の最大7時までは預かっただけですが、皆外で走り回っていて、皆がウォータークーラーの水を順番に飲んでいきます。

そこで、笠松町の各小学校、中学校及び各放課後児童クラブのウォータークーラー設置の状況について、どうなっているのかをお尋ねいたします。

次に、近隣の岐南町、岐阜市、羽島市における公立小・中学校のウォータークーラーの設置状況も、わかる範囲でよいのでお尋ねいたします。

小学校の子供たちは毎日水筒を持っています。夏の間は衛生上、午後には持ってきたお茶を捨てると聞いております。ですから帰宅する際には水道の水を入れて帰るそうです。

やはりことしの夏も猛暑でした。現実、児童クラブから図書室に本を借りに行く間、熱中症になり救急車で運ばれているところを、私、目撃をしましてし、授業中に熱中症や脱水症状になる児童・生徒もいるのではないかと思いますので、せめて小・中学校の校舎にも階ごとに1台ずつでも設置すべきではないかと思えます。

私ごとの話ですが、体育館で午後から新入学1年生の説明会があったとき、私はペットボトルの水を持参していましたが、私の近くにいた子の親はぎりぎりまで仕事をして参加していたためペットボトルの水を持っていなくて、その子供が喉が渴いたと私に頂戴と言うので、熱中症になってしまったとは思い、私のを飲ませてあげました。体育館ではかがやき教室や説明会などもあると思われるので、体育館にもウォータークーラーがあると助かると思いますが、校舎及び体育館へのウォータークーラーの設置について、町長のお考えをお聞かせください。

また、自分の子供に体育のときは水筒を持っていくのと聞いたら、持っていけない、喉が渴いたらどうするのと聞くと、我慢するとのことでした。昔はスポーツの際も水分をとるのを我慢するような教育でしたが、今は水分をとらなくては健康上よくないとの指導に変わったと聞いております。

そういった観点からも、校舎内や体育館に設置いただけたら、子供たちの体調に合わせ水分を補給できると思いますが、学校における水分補給の指導について、どのように行われているのでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

それでは、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（船橋義明君） 田島議員の質問に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからのウォータークーラーの設置についての御質問にお答えしたいと思います。

質問内容はいろいろ設置状況や、これからの考え方等、三、四点ありますから、一緒に答えさせていただきたいと思います。

このウォータークーラーの設置状況であります。これはまず笠松小学校には各階に1台ずつ、通級指導教室に1台設置をしております。計4台あるわけですが、中学校にも、これは校舎の1階に4台がありますし、屋内運動場に2台設置をされております。なお、この通級指導教室の1台を除いて、あとは全てPTAからの寄附等による設置でありました。松枝小学校及び下羽栗小学校にはまだ設置はされておられません。また、放課後児童クラブの設置については、これは開設当初からいわゆる3カ所ともそれぞれ1台ずつ設置をしております。

さらに、御質問の近隣自治体の小・中学校における設置状況であります。岐南中学校には4台設置されている以外、どの程度設置してあるかは不明であります。県の教育委員会や、岐阜市、各務原、羽島市等の教育委員会へ問い合わせをいたしました。これは把握していないとの回答でありましたから、教育委員会や学校ではこのウォータークーラーの把握はされておられません。

このような状況の中で、学校の校舎等へのウォータークーラーの設置につきましては、これら近年の異常気象などから、やはり児童・生徒の熱中症対策の一つとして必要性も感じられますので、各学校間の均衡性も考慮をしながら、今度は各学校やPTAなどによく協議をしながら設置することに向けて進めて考えていきたいと思っております。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 学校における水分補給の指導についてどのように行われているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

過去30年間、日本スポーツ振興センターに申請された熱中症は165件であり、その中の94%、155件になりますが、7月から9月に発生しております。

まず学校においては、この時期、外で活動する場合には帽子をかぶること、服装は薄着にすること、水分補給をすること、そして何より体調が悪いときには無理をしない、こういった指導はしているところでございます。体育館等の室内で活動するときにも、風通しをよくすること、長時間活動する場合には適宜休憩をとる、それから必要に応じて水分補給をすること、これを指導しているところでございます。

児童・生徒は自分で休み時間にお茶や水を飲んでいきますけれども、全員で活動する場合や気

温が高い場合には活動の前後で水分をとるように、教師が声をきちんとかけているところがございます。

今後も児童・生徒の健康安全を第一に、一層教職員の熱中症に対する共通理解並びに共通行動に努めてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 大変いい回答をいただいたので、私が考えていたことを、特に言うことがなくなってしまったんですが、本当に。

先日、イナラハン村のほうも同じぐらいの暑さでしたね。当たり前のようにウォータークーラーがあって、もちろん冷房も完備されていましたが。本当に日本と比べたら古い校舎でしたが、ちゃんとウォータークーラーが設置されていました。向こうの水質事情もあるかと思うんですが、本当に欲を言えば2クラスある放課後児童クラブにも、1台のほうにどうしても子供たちが行っちゃうらしいんですね。先生は2つあるといいのになあというふうに言われていました。でも、あれもこれもというふうになってしまうと、町のほうも運営できなくなってきってしまうので、ぜひ下羽栗小学校、そしてマンモス小学校の松枝小学校ですね、たくさん見えるので、格差がないようにぜひしていただきたいなあと思います。特に笠松小学校のほうは、本当に体育館も講堂ということで冷房がついていますよね。私も以前からも講堂というふうになれば冷房がつけられるのですかというようなことも聞いたと思うんですが、やはり3小学校あるので、なるべく皆さんが大差ないように、子供たちが勉強やまたスポーツにいそしめるように、ぜひすぐにでも設置していただくよう、よろしく願いいたします。

また、教育長さんのほうにも前向きな答弁をいただきましたが、小さい子供たちというのは本当に先生の前だとどうしてもちょっと緊張してしまうんですね。水筒を忘れてしまったとか、そういうこともやっぱり言いにくいから我慢してしまうんですね。水道の水を飲めばいいじゃないのと普通は思うんですけど、どうしても最近の子というのは、先生の前ではどうしてもよい子になりたいのもあるのかわからないんですが、やっぱり自分の気持ちをはっきり言えないらしいんですね。以前、和式のトイレが使えないから、洋式のトイレにかえていただきましたよね。そういったことで、今の子供たちというのは、本当に昭和13年や20年ぐらいの戦後の人たちの御飯を取り合っという感じじゃないんですね。本当に一人個室でという感じで、温室育ちの子ばかりいるので、このウォータークーラー設置というのはサービスが過剰かなあと思えるぐらいなんですが。水道の水を飲めばそれで済むという、時代ですよ、昔は。だけれども、やっぱり今の子というのは我慢してしまうというのが本当に心配で、親としても大変そういった面ですごく思うので、ぜひそのようによろしく願いをしまして、終わります。

○議長（船橋義明君） 1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問の続きを行います。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきますと思います。

まず、ごみ行政についてでございます。

まず、今後の見通しについてです。平成28年3月31日でごみ焼却施設が停止となります。可燃ごみの貯留を高島衛生工業有限会社をお願いをし、その後運搬については高島衛生工業と野々村商店で、処理は三重県伊賀市の三重中央開発株式会社の民間に年間4,000トンをお願いし、イー・ステージ株式会社による運搬によって処理を長野県佐久市で年間2,000トンされ、最終処分場は埼玉県寄居町、ツネイシカムテックス埼玉というところで行われるとお聞きしています。

可燃ごみに係る年間費用は3億7,600万円と積算されています。この経費は現焼却施設での経費とどれくらいの差があるのか、まずお尋ねします。

現ごみ処理施設は、ダイオキシンの発生を防ぎ、ばい煙などによる地域への迷惑が少ない全連続燃焼式流動床炉、1日24時間稼働で処理量は1日180トンの処理能力を持つ施設として平成7年4月より稼働しましたが、周辺町内会と平成22年度末に焼却機能を停止し、現地以外に移る旨の覚書を交わされました。

その覚書に基づき平成16年11月18日、施設組合内に22年問題検討委員会を設置されます。この間に平成の合併問題があり、笠松は平成16年6月6日、住民投票の結果、合併しない町を選びました。川島町は平成16年11月1日、各務原市へ、柳津町は平成18年1月1日、岐阜市に合併し、岐南町も単独を選びました。また、平成14年4月1日、羽島市が岐阜市羽島郡衛生施設組合に加入をしまっていました。この加入に当たって覚書などは取り交わされているのかどうかお尋ねします。

平成17年6月23日、22年問題検討委員会で2市2町が候補地を出し選定作業を進めることとし、施設組合主管課長会議で次期候補地選定評価基準を決めて、平成17年12月27日、22年問題検討委員会で評価された結果は、1つ、岐阜市南部地域28点、2つ目、羽島市北部南東地域34点、3つ目には羽島市南部北東地域38点、4番目、羽島市南部中央地域34点、笠松町が提起しました1市2町が隣接する地域38点、6番目に岐南町が提起しました岐南町徳田薬師寺地域が28点、この結果として平成18年1月27日、22年問題検討委員会で評価の高い4候補地を絞り込

むという話し合いが決まりました。それが羽島市北部南東地域の34点と羽島市南部北東地域の38点、羽島市南部中央地域の34点、笠松町の提起した地域の38点でした。

平成18年7月28日、施設組合構成市町部長会議におきまして、羽島市南部北東地域1カ所に絞り込みましたが、羽島市の提案により同点の笠松提案地域もつけて助役会議の判断を仰ぐということになりました。

平成18年8月9日、施設組合構成市町助役会議で羽島市南部北東地域1つに絞り込みました。構成市町助役部長レベルの次期ごみ処理施設建設プロジェクト委員会を設置することに合意をし、次期ごみ処理施設建設プロジェクト委員会を平成18年11月17日、立ち上げます。そして平成18年12月15日、管理者の長である岐阜市長から候補地を記者発表され、それに基づいて平成18年12月27日から羽島市による地権者説明などが行われ、今日に至っていると思います。

一方、22年問題については、平成21年8月5日、第1回の公害防止対策協議会という形で22年問題を検討する会議が立ち上げられたようでして、第2回、第3回とその22年の覚書を交わした地域についての説明会などが行われ、平成22年12月17日、臨時公害防止対策協議会におきまして、岐阜羽島衛生組合管理者及び首長より22年問題についてのおわび及び5年延長のお願いがなされ、平成23年3月29日、南鶉1丁目環境保全会、鶉自治会連合会・南鶉1丁目自治会、茜部野瀬西環境保全会、茜部町自治会検討委員会、柳津町環境保全会と現施設の5年間の稼働延長の覚書を締結。そして来年3月で延長期間が終わることとなりました。

これが現計画になっているところですが、次期ごみ処理施設建設の取り組みからいえば、平成18年から約10年間を経過したことになります。そこで、ごみ処理施設建設の進捗状況とこれからの見通しはどのように考えられているのかお尋ねします。

また、この間における平成23年4月26日、次期ごみ処理施設建設発注方式をDBO方式の採用を決めたりしています。このDBO方式というのはごみの種類、量などを提起し、資金については公共で用意するが、施設処理方法、運用などを1つの会社に一任する方式で、これからのことを考えますとき、人口の減少やごみ処理の焼却施設等についても情勢が動いていると考えますし、国の補助についても変わっていくのではないのでしょうか。そういう点の心配はないのかお尋ねします。

また、組合の構成についてはどのように考えられているのかお尋ねいたします。

2つ目に、将来のごみ行政のあり方についてお尋ねします。

ごみ問題に取り組まれている専門家からは、ごみとして出されたものを焼却、埋め立てなどによってどう処理するかに終始するのではなく、どうしたらごみを発生源で絶つことができるかという対策、ルールづくりに取り組むことが大切だと言われています。

資源ごみの分別に参加していますと、まさに生産元で責任を持ち、循環していくルールづくりを目指していくことの大切さを痛感します。この点での町長さんのお考えをお尋ねします。

しかし、地方自治体の責任としてごみの処理を続けなければなりません。少しでもごみ処理の財政負担を軽くするには、分別と生ごみの減量化だと考えます。これには町民一人一人の理解と参加が必要だと考えます。町民は町内会組織に加入、または脱退はその家庭の意思に任せられることになっています。しかし、災害が起きたり、笠松の地で暮らす限りはごみは出されません。この分野については、全町民参加のルールをつくる必要があると考えますが、どのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、公民館等の図書室の充実についてお尋ねします。

文化会館や図書館の実現は、文化度の高いと言われる笠松にとっての課題だと考えていますが、現中央公民館も建設から年数もたち、古さを感じます。図書室に入室すると、読書をしている方々に音を立てることがはばかれることもあり、子供などと一緒に行きづらい、もっと楽しく親子で行ける公民館にならないだろうかと言われました。

その提案として、2階の階段を上ったところの展示会場として使われているところですが、その場所を展示のないときには、読み聞かせをしたり、友人たちと会話をしたり、図書館利用者が楽しく過ごせる場所として、しゃれたテーブルクロスなどで明るく居心地のいい場所を提供できるのではないかという利用者の声がありました。検討に値すると考えますが、お考えをお尋ねします。

また、夏休みなど、受験勉強をされる生徒たちが静かな図書室を利用されることで、公民館のあいている部屋を利用させていただいていたと思いますが、現在はどのようになっているのかお尋ねします。

次に、学校における重大事故に対応する体制についてお尋ねします。

11月19日の赤旗日刊紙に学校重大事故をどう防ぐという見出しで、超党派の国会議員の呼びかけで学校管理下における重大事故について考える勉強会が行われ、学校事故の初動調査、体制の確立の必要性などが話されたとありました。この記事の中では、組み体操の事故を例に、事実解明なき学校事故と題されて、名古屋大学の内田良准教授が講演されたそうです。

事故が起きた際には、まず事実を究明し、収集、分析によって実態がわかり、再発防止策が見えてくると書かれていますが、先日の愛知県における中学2年生の自殺報道を見ていまして、親も学校側も原因がつかめないというところから、生徒へのアンケートでいじめがあったことが明らかになったようです。子供が成長するに従い自分の世界を持つことから、子供の中まではつかみにくいと思いますが、生徒間の問題は基本的には生徒同士の話し合いの場をつくり出し、解決させていく姿勢を教師や学校、教育委員会に確立させることだと考えます。その点で教育長のお考えをお聞きします。

そして、こうした事故に備えた体制についてはどのように考えておられるのか、町長並びに教育長にお尋ねします。

以上で、1回目の質問とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員の質問に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

まず、大きく第1点目のごみ行政についてであります。その中の1点で、民間の焼却施設での処理経費と現在の焼却施設での処理経費の差がどれくらいあるのかという御質問であります。

民間ごみ処理施設でのごみ処理に係る費用については、来年度については御質問の中にあつたように、3億7,600万円程度の費用負担が必要であると試算をしております。また、現在の現焼却施設での組合負担金については、平成26年度までの施設の維持管理費や施設の建設設計監理費及び建設費に係る起債償還部分の合計でおよそ60億4,000万円の費用負担でありましたので、平成7年から26年までの20年間での平均では、1年間におよそ3億200万円の費用負担となっております。この2つの費用を比較してみますと、1年間に約7,000万円の増額となる計算になります。

次に、このごみ処理施設の進捗状況の中で、羽島市が衛生施設組合に加入する際に覚書などあったのかという御質問であります。御指摘のとおりこの平成14年4月1日から羽島市は組合に加入をされて、そして名称も岐阜羽島衛生施設組合と変更をされておりますが、これに先駆けて平成13年3月29日に当時の岐阜市羽島郡衛生施設組合及び各構成団体と羽島市との間で、岐阜県ごみ処理広域化計画の方針に基づく他市町村と連携・協力体制を確立して、住民が安心して生活できるごみの処理を目指して、羽島市から排出をされる可燃ごみについても、組合の所有するごみ焼却施設において焼却をするという内容の合意書を締結させていただいております。この合意書に基づいてごみ処理経費の負担金など、合意した事項について、同年の11月26日付で組合及び各構成団体と羽島市との間で確認書により定めております。

次に、この次期ごみ処理施設建設に対しての進捗状況と見通しについての御質問ですが、まず初めに、現状について説明をさせていただきますと、ことし1月から3月にかけて羽島市が公募方式によって候補地募集を行って、期間中羽島市堀津町の須賀地域から応募がありました。その後、羽島市においてその応募された土地について、ことしの6月にこれを検証した結果、建設に際して十分な面積を確保できないなどによって、いわゆる次期ごみ処理施設の建設をすることが困難であると判断をされました。

このために羽島市において新たな候補地を検討することとなり、この応募期間中の応募には至らなかったものの、土地所有者に賛同意向があった地域に対して意向確認を今羽島市で進めておられます。

今後、この土地所有者からの土地提供の意思を確認できた場合は、土地所有者や地元に対し

て説明会を開催するなどして羽島市として新たな候補地を選定し、組合に対して新たな候補地を報告する方針であることや、この後の状況に変化がいろいろ生じた場合は、組合及び構成団体に対して情報提供をされる旨を、この10月19日開催の組合議会の全員協議会において羽島市長より御報告がありました。その後、現在のところは羽島市長より情報提供はございません。

次に、人口減少など社会情勢の変化の対応や国の補助についての変更などあるのかという御質問であります。このごみ処理施設建設に関する国の補助については、平成17年度より循環型社会形成推進交付金が創設されております。この交付金は市町村が廃棄物のリサイクルなどの推進や、広域的な廃棄物処理施設の整備のための地域計画を策定し、国から廃棄物処理法の方針に適合すると認められた場合、この施設整備に対して交付されるものであります。この交付対象というのは原則人口が5万人以上、または面積が400平方キロ以上の地域を構成する市町やあるいは一部事務組合などと対象が決められております。

今年度はこの交付金対象のベースとなるこの地域計画が、来年度からの焼却機能の停止に伴い見直しが必要なために、人口の減少やあるいはごみ処理量などの社会情勢の変化も含め、それらに対応すべく作業を組合で進めておりますが、施設建設の発注方法や施設の規模や焼却方法など、まだ具体的な計画については、現在の計画地である羽島市の下中地域の設定内容は、新たな候補地が決定していない現状では具体性に欠くために、計画を見直すことは二重投資になるおそれがあることから策定はしておりません。

今後、新たな候補地が定まった段階で社会情勢の変化やその土地に適合する計画となるように策定すべく考えております。

次に、ごみを循環していくルールづくりを目指すことの大切さについての御質問であります。御指摘のとおり、生産、消費、廃棄型の経済社会から脱却をして、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることによって資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することは大変重要なことでもあります。

平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法は、まさに国を挙げてこうした取り組みをしていくことを法制化されたものであり、地方公共団体には循環できる資源について、適正な利用及び処分を行うために必要な措置、そして事業者には原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずることや、国民の皆さんには製品をなるべく長期間使用し、また再生品を使用することなどが掲げられております。

笠松町としましても、この基本法を初め、廃棄物処理法や各種のリサイクル法のもとで地方公共団体の責任を全うすべく環境行政の運営に努めているところであります。引き続き行政、事業者、住民がそれぞれの役割を果たし、地域一体となって取り組んでいくことが必要であると考えております。

そして、全町民参加のルールづくりについての考え方についてのお尋ねであります。まず

初めに、この全町民の皆さんのごみ出しの基本ルールとして、決められた日時や場所、そして正しい分別方法でごみ出しをすることが最も大切な基本ルールであると思います。加えて平成18年10月から町内会の皆さんの御協力をいただきながら、紙類や各種の容器包装などの資源ごみの回収を行っております。この町内会による分別回収は、地域の皆さんのコミュニケーションの場としても役割を果たしている部分もありますが、核家族化など社会情勢の変化も考えられますので、各町内会において弾力的な運営をしていただき、円滑に事業が推進していくことができると考えております。

また、家庭でできることとしましては、ごみの減量化に効果がある生ごみの水切りを初め、日常のさまざまな場面で無理なくできることは多くありますので、住民の皆さんがこうした心がけができるように啓発をしていくことが大切であると考えております。

ごみの資源化、あるいは減量化は行政だけで実施できるものではなくて、町民の皆さん方の御理解と積極的な取り組みによって実現できるものでありますので、引き続き町民の皆さんと連携をし、ごみの資源化や、あるいは減量化について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公民館等の図書室の充実についての御質問であります。まず第1点に、幼児や親子で読み聞かせるスペースなどを確保することについての御質問であります。

公民館の図書室はわかりやすい部屋の表示や、入り口付近にはボランティアのかみふうせんの方々による新刊の紹介、季節ごとに飾りつけを行っていただくなどして、親しみやすく、かつ利用しやすくなるよう努めているところであります。

また、幼児あるいは子供への読み聞かせは心を豊かにするほか、言語や学習能力の発達、情操教育、親子のコミュニケーションなどを深めるなど、成長過程において効果の高いことも理解をしておりますが、こうした効果が期待できる親子での読み聞かせや、友人と楽しく会話できるスペースを中央公民館2階に設ける御提案については、避難通路の確保や、空調設備がない問題等もあって、居心地のよい場所を提供することに対してはなかなか難しい部分があるのではないかと考えております。

しかし、未来を担う子供が健やかに成長していける環境を整える必要性は感じておりますので、公民館の改修も含め、今策定中の公共施設等総合管理計画をもとに調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、中学生や高校生の夏休み等に使えるスペースに対して現在はどうなっているかという御質問であります。

図書室には閲覧スペースが20席ほどありますが、一般利用者の方々に支障がない範囲で学習や自習にも利用していただいております。20年以上前になりますが、夏休みなどの期間中に部屋を開放していた時期がありましたが、現在はそれは行っておりません。

次に、学校事故の初動調査体制についての御質問であります。事故が発生した際の連絡体

制については、これは毎月開催されている校長会において、各学校長に周知徹底しているところであります。

町では、学校から事故発生後速やかに教育文化課へ一報が届けられるとともに、発生日時や状況、搬送先の医療機関や児童・生徒の容体等について書面での報告をお願いし、把握できる体制をしいております。また、事故の内容によっては、事故後の経過についても連絡をいただくよう学校へはお願いをしております。

町としましては、不幸にも事故が発生した場合には速やかな事故対応とともに、事故などを未然に防いでいくためにもさらなる初動調査体制が確立できるように、二町教育委員会及び各学校と協力、連携をし、事故防止に向けて必要な措置がとれるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 一番最後の議員の御質問、学校における重大事故に対する体制についての1つ目、生徒間の問題というのは基本的に生徒同士の話し合いの場をつくり出し、解決させていく姿勢を確立させることが必要だと思うがどうかという質問に対してお答えをさせていただきます。

学校における児童・生徒間の問題は、学級活動等の時間が設定してあり、その時間に話し合いを通して解決する姿勢を醸成することが必要だと考えております。

2学期制にいたしましたのが、夏季休業日等を短縮して新たな時間を設けましたのは、学級で起きたいじめとか係活動の充実、授業への取り組み、大縄跳び等の取り組み等、学級の諸問題について、児童・生徒同士で話し合い、自分たちで解決することができる時間の確保のためでもあります。

各学校、日常の授業、それから活動で見つけた一人一人の努力した姿、それからよい姿を掲示して位置づけ、自分自身をかけがえのない存在として大切にすること、これは努力や成長の足跡をきちんと記録、掲示し、責任とか誠実とか勤勉というのを学ばせる。それから他人を思いやること、相手の立場に立って考えること、これはかがやきカードなど、寛容とか尊敬とか敬意とか親切、優しさ等を学ぶ学級集団の一員としてみんなが認められるように活動することを指導しております。

しかし、いじめの問題はいつでも誰にでも起こると言われておりまして、このような取り組みの中でも起きるものでございます。議員の御指摘のとおり、問題が起きたときには日ごろの指導を通して身につけたこれらの力を土台として問題を自分や自分たちのこととして考え、よりよい解決を図る力となることを期待しています。

もう1つ、重大事故に備えた体制についてどのように考えるかという御質問に関してですが、羽島郡二町教育委員会いじめ防止基本計画というのを平成26年3月に策定をいたしました。御

指摘の重大事故について、児童・生徒が自殺を企図するなどの心身に重大な障害を負った場合と重大事故というのを捉えております。

学校でこれらの事故が発生した場合、または学校が発生のおそれがあると認識した場合は、把握した時点で直ちに教育委員会に一報を入れていただき、その上で把握した事実と対応について協議をして対応することにしております。また、報告を受けた教育委員会は町長に報告することと明記しております。

その上で、関係者の出席を加えながら対策委員会を立ち上げ、児童・生徒、保護者等から事実確認、第三者の児童・生徒から事実確認をすることなど、管理職を中心とする複数の教職員がかかわり、対策委員会という組織の中で協議を進めます。事実確認の客観性や正確さを確保するために、児童・生徒の人権を保持しつつ、第三者機関に委ねることも必要であると考えております。

事故が発生した場合は、速やかに学校、保護者、教育委員会が情報を共有するとともに、事故の原因を探り、再発防止策の対策につながるよう、誠意を持って対応することが何より重要だと考えています。

いずれにしましても、事故後の対応を適切に行うことはもちろんでございますが、事故の未然防止に向けて、日ごろからの危機管理意識の向上に努めるとともに、地域の皆様のお力もお願いして安全で安心できる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、ごみ行政についてですが、これまで羽島市にある意味でこの10年間、次期ごみ施設については任せてくるような形で約10年過ぎてしまったと言っても過言ではないと思います。私自体はそうっております。

そういう点からいきましても、これから今まだ町長の言われたような羽島市の状況の中で、これからあと何年ぐらいでこの問題は解決していくと見越していらっしゃるのか、その点はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 現実に建設用地を探り出し、地元で決定をすることが羽島市としての今までの責任の中で行っていただいておりますので、土地や建設場所が決まらない限り私どもで勝手にめどを立てることはできません。これはもう一日も早くやらなければならない大きな問題ではありますが、例えば今決まったとしても、これから諸事情やあるいはいろんな準備をまいりますと、最短でもやはり、今決まったとしてもやっぱりどうなんでしょう、完了するまでに七、八年はかかるんじゃないかと思っております。余裕を持てば10年のスパンだと思っております。最低そういうようなスパンの中できちっとおさまるような体制づくりをしていかな

いと、私どものいろんな財政的な性格にしても大きく変わってまいりますので、このことはそれぞれの自治体が今一生懸命協力体制をしきながら、羽島市さんが今適切に進めておられる建設用地の確保について、一生懸命支援をしていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず今のところその土地自体に可能性がどこまであるか、一面わからない状況だと私は判断しますが、どうでしょう。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどお答えしましたように、羽島市長さんが10月19日の全協のときに状況を説明していただきました。そしてまた今いろんな方向から土地の確保について努力をいただいていることでもありますから、それがやはり決まってきた時点で報告があれば、私どももまたそれに対して体制がとれると思っておりますが、今はまだそういう報告はありません。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 本当にこのまま羽島市に任せて、またこれで10年かかってしまったりしたら何ともならないと思います。羽島市の中では商業コースとしていろいろな大きなものができてきているにもかかわらず、この問題が本当に岐南町、笠松町、基本的には羽島市とこの3つの自治体になるのではないかと思います。その自治体として非常に、言ってみれば、今のところ町長が言われるように一生懸命いろいろ考える、心配するといろいろ言われても手も足も出ない状況というのが今の状況だと思うんですが、そうするとこれをこのままずっと続けていくのか、もうこのあたりでどこかで切って、岐南と笠松ならその2つで、今は小規模の、かつての10年前のように大規模のこうした溶融炉ということじゃなくてもいい状況が出てきていると思っております。そういう考え方はできないものなのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 議員さんが今言われた考え方は議員さんの考え方でいいと思いますが、私どもは今の施設組合で体制をとっている中で、そのような考え方でこれからごみ問題を見詰めていくということは考えていないことであります。その辺のことはやっぱりよくいろいろ組合の中で、今後の状況については当然それぞれの住民の皆さんの生活を守っていかなければならない責務がございますから、お互いの市町村がそれを真剣に考えてやっていることだと思います。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） その関係でいきますと、現在の焼却施設につきましては、岐阜市、旧

の羽島郡、そして途中で加えた羽島市の構成で行っているわけですが、この焼却が来年の3月で終わったところから組合構成も改めてこの3つの自治体で考えていくような方向にはならないのでしょうか、その点の難しい問題があるとすれば何なのか教えていただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） それはないと思います。というのは、ごみの共同処理というのはもう今から15年、20年前にこの処理場をつくるときに1つの自治体、いわゆる一部事務組合として発生していることでありますから、それを岐阜市なりどこなりが1つ抜けるということは、それは今の状況の中では考えられない。一部事務組合としての流れの中での事業でありますから、そういうことは今私どもは考えておりませんし、岐阜市にも今そういうような流れはありません。そういう体制づくりの中でごみ処理だけは早く進めていくことを2市2町の自治体が一緒になった一部事務組合として今進めさせていただいていますので、そういう御理解をして進めていただきたいと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） その点は今のところまだまだ現の焼却施設の問題がかかわってきてそれとの関係もあるからすぐにはできないだろうとはわかりましたが、なお今の焼却施設の周りの住民の皆さんへの迷惑料金の関係で、来年の3月31日で迷惑料の問題は清算されるのでしょうか。その点をまず1つお聞きします。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 焼却施設としては、これはもう火が消えるわけですから存在をしないわけであります。羽島市は入っていませんが、岐阜市、笠松、岐南においてはし尿処理施設がまだあそこに存在します。羽島市はし尿処理施設は関係ない地域になりますが、周辺地域での対策に関しては、まだ今なくなるとかやめるとかじゃなくて、ちょっとそこら辺の確認はまだ僕もしていません。原則はそういうことなんで。焼却施設の火が消えれば、今まで地域の皆さんと協定したのは組合と皆さんとの間でありましたから、焼却施設とその間のことだけではない部分があると思います。その辺のことはちょっと詳しく今事務局がわかれば答えますが、そういう流れにはなっていますので。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私は焼却による迷惑という形でのそうしたものであったと考えております。きちっとそのことを覚書なりするべきだと思いますので、早急に対策を図ってほしいと思います。

そして、今度の新しい運んでいく焼却施設ですが、伊賀上野に4,000トン、それから佐久のほうに2,000トンと分けられたり、こういう2つの施設に最終処分場を決められたいきさつや思いがあれば教えてください。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろんなことを考えて進めていかなければならない理由の一つに、これはやっぱり危機管理の問題があると思っておりました。

いわゆる一つの方向、全部のところだけであれば、何かのときに交通事情にあっても、あるいは大きな災害にあっても1カ所だけであったときにはいろんな対応をその場で考えなければならぬ部分がある。当然、そういう危機管理のものもあって対応をさせていただきました。そういう危機管理上の問題の場合は、この周辺の地域においてもやはり助けていただくことはいろいろ状況の中でお話はしていますからいいんですが、その上にもう1つやっぱり安心感を持った危機管理を持っていないと、自治体としては責任が果たせないのではないかという思いもあった中で分けてやらせていただくというのは、私どもの方法として進めさせていただいている理由の大きなものだと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この考え方については、羽島市も、それから岐南町も笠松も同一の歩みとして考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ごみの最終責任は各自自治体でありますから、これは私ども独自に考えてやらせていただいたことであって、羽島市さんや岐南町さんがどう考えておられるかは、それは別であります。私どもは独自にそういう判断でやらせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） ごみを集約する高島衛生の関係でいえば、岐南町のごみも笠松町のごみも一緒に入れるわけですが、その中で笠松町の方として4,000トンと2,000トンに分けると、そういう考え方ですか。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

基本的に岐南町の積みかえ施設におきまして、それぞれの町から搬入されたごみを計量しながら積みかえを行うという形になります。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この来年からのごみ処理について、経済的には約3億200万と3億7,000万ですので、約6,000万以上の負担増にごみ焼却としてはなっていくわけですね。これが何年続くかということでは、10年も続いたら大変なことだなあとと思います。羽島市はどう責任をとられるのかなとも思ったり、そういう責め方はないのかなとも思ったりいたしますけれども、何はともあれ大事などうしてもやらなければならない処理のことですけれども、私はもうこれからそういう焼却施設をつくるべきかどうか、それから今のような民間に委託してやっていくということでは、ずうっと済ませていくということはどうなのか、そのような検討も含めて町としてやるべきではないかということをおもっています。希望ですが、ぜひともそのあたりは様子を見ながらですが、町のごみ行政として検討していったらいいと思います。

また、県下の状況も、かつて大型で24時間稼働しなきゃならないごみ施設、約11カ所あるのかな。そのどこもが燃料が足りなくなってくるという状況もあります。そういうのも含めて見ながら、真剣にこの行政、いかに経費を節減しながらやっていくかということをおもっていますので、それは希望としてお願いします。

それから、もう一方でやっぱり減量化を進めていくには、だんだん分別収集にもなれになってきていて、もうほとんど私の家でも若い者はもうそこまで出さないわ、ごみに出しちゃっているわというようなことを言うわけですね。だからそういうことからいきましても、本当に減量化、そして分別するということが常に働きかけていかなければいけないという思いもあります。

それからもう1つ、分別収集の当番などで参加して思うのは、全町民参加になっていないところですね。当然広報にあわせて皆さんのところに案内は行っているけれど、入っていないところの人はごみの出し方も意識されていないわけです。またどれだけ私たちの暮らしにとって、それぞれの人のために大事な行政であると同時に、その人たちにとっても暮らしの中で大事なことだということもわかってもらっていかないとならないと思うので、ここをもう町内とは別に、一度、本当に引っ越してきた人がすぐからごみの行政にかかわって、参加して分別収集に来ていただけるような方法を考えるべきだと思うんですが、そのことにはどうしていかないのか。町内任せじゃない、やっぱりもう1つ独立した行政として防災とこれについては考えていくべきだと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 確かに今おっしゃることもわからないことはないんですが、これをスタートしたときに、減量等推進員の皆さん初め200人ぐらいの方が毎年1年に1回そういう情報交換や情報共有をしてみえますよね。大変熱心にやっていただいております。そういう中で、ただごみのことも大事ですが、やっぱり町内のコミュニケーションということも含めて頑張っていた町内会の皆さんに御協力をいただいてここまで来た部分もあります。いろんな問

題点は承知していますので、もう十何年たったこともありますし、ステーションをつくってやるという問題もいろいろありましたが、全てのこともやはりもう一度考えながら対応を進めていくこと、これが大事なことであると思いますから、これこそ我々ももっと研究をしていきたいと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） よろしく研究してください。お願いいたします。

それから、図書館の関係ですと、新しいリニューアルした公民館になったときには図書室についてもということになるのかと思いますけれども、工夫はできるだけしてほしいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

そして、学校におけるいろんな事件の体制についてですけれども、やはり生徒の一番信頼するのは担任の先生です。その担任の先生が信頼されないようなことでは、あってもなかなかうまくいかないと思いますが、その責任ということでは、やはり日常の暮らしの中で生徒の顔色は、この生徒は何か考えているなど、そんなところまで見受けていけるような、成長していける教師であり、またその中で生徒が成長していくことだと思いますので、その体制的な問題ではしっかり教育委員会としてつくっていらっしゃっても、もっとその大もとの教師としてのあり方のところで、ぜひとも生徒対担任の先生だということをしっかりと位置づけていただけることをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（船橋義明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時28分

